



暮らし・環境

食品リサイクル堆肥化事業 参加世帯募集

問 谷和原庁舎生活環境課 (内線3306)

市では、家庭から排出される可燃ごみの減量化と再資源化を図るため、生ごみの堆肥化事業に参加される世帯を募集しています。

この事業では、皆さんの家庭から排出される生ごみを、専用の回収容器で週2回(火、金)戸別回収し、処理施設で堆肥化しています。

参加される方は、対象地区を確認の上、生活環境課に電話でお申し込みください。なお、アパート等の共同住宅ではご利用いただけない場合があります。

▼実施方法②次の①③のとおり

①回収容器(初回のみ)と生ごみ専用袋は、常総環境センターから無料で配布されます。

②回収容器に専用袋をセットして生ごみを回収容器に入れます。

③回収日(火・金)の午前8時30分までに、回収容器を自宅前に出していただきます。

※生ごみを通常の家庭ごみとして出す場合は、市指定の可燃ごみ袋で、指定日に集積所に出してください。

▼堆肥の提供②参加世帯は、申し込みにより無料で提供されます。

対象地区

小絹地区	細代、寺畑、小絹、筒戸、西ノ台、西ノ台南、絹の台
小張、豊地区	小張、青木、長渡呂、弥柳
谷井田地区	上平柳、中平柳、下平柳、谷井田、山谷
板橋、三島地区	板橋、伊奈東、南太田、狸穴、山王新田、神住新田
みらい平地区	陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘

○対象者②事業に参加している世帯
 ○条件②堆肥化施設(守谷市野木崎)に直接取りに行ける方
 1世帯あたり10鉢/年
 ○配布時期②毎年3月頃に配布予定
 ※申し込みされた方には、常総環境センターより配布について案内があります。



暮らし・環境

民地などの自己管理について

問 谷和原庁舎建設課 (内線5207)

■樹木は早めに剪定を

道路に接する民地等で管理している樹木や生垣が、枝葉を落としたり、道路上に伸び出ていることがあります。車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となります。これらが原因で事故が発生した場合は、当該樹木の所有者が責任を問われることがあります。

このような状況が見られる樹木所有者の皆さんには、事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、早めの剪定・伐採・除草をお願いします。

■土砂の流出にも注意

大雨などにより、畑や荒地などの民地等から道路に土砂が流出している場合があります。土砂が道路に流出すると、側溝をつまらせたり、道路幅員の減少を引き起こすなど、通行の支障となります。また、農作業などにより田んぼや畑の土が道路に散乱しているところも見受けられます。

自転車や歩行者の通行の支障となりますので、土地所有者および土地管理者の皆さんは適正な管理をお願いします。

■作業上の注意事項

○電線や電話線がある個所の作業は危険が伴いますので、事前に最寄りの東京電力やNTTに確認してください。

○通行車両や歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止など十分にご注意ください。

【お問い合わせ】

東京電力 コンタクトセンター(停電、設備に関するお問い合わせ)
☎0120・995・007

NTT東日本 ☎113(局番なし)
※携帯電話、PHS、NTT東日本以外の固定電話からの場合

☎0120・444・113

